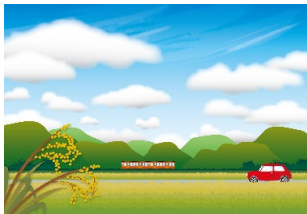


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和元年10月号 vol.60



9月後半の3連休、信州から両親が福岡に遊びにやって来ました。盆正月も仕事で帰省しない長男、たまには親孝行をしなければと、以前から気になっていた西鉄の”地域を味わう旅列車”「THE RAIL KITCHEN CHIKUGO」の旅をプレゼントしました。

日本発のピザ窯を車両に乗せた列車ということで、地元野菜を使ったピザをいただくことができます。若干お高めの料金設定ではありましたが、素朴で心温まるおもてなしに感動しました。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



令和2年から個人事業者が気にしておかないとならない改正があります。青色申告をされている方にとって、最大の特典ともいえる65万円の特別控除が見直されます。

”令和2年から個人の青色申告特別控除額が55万円に引き下げられます”

青色申告をされている個人事業者で65万円の特別控除を受けられる方は、正規の簿記の原則に従って帳簿を記録(一般的には複式簿記)した者に限られています。青色申告ではいくつかの特典がありますが、この65万円控除は最も大きなものといえます。

令和2年から給与所得控除の最低保証額が65万円から55万円に引き下げられることに伴い、この青色申告特別控除の65万円も55万円に引き下げられます。

ただ、以下の要件のいずれかを満たす方は、引き続き65万円控除を受けることができます。

- ①電子帳簿保存法の規定に基づく承認を受けて、電磁的記録の備付け及び保存を行うこと。
- ②e-Taxによる電子申告で確定申告書・青色決算書等のデータ送信を行うこと。

①は帳簿の要件が厳格に決められている上に、帳簿の備付けを開始する日の3か月前までに税務署に承認申請書を提出する要件があり、一般的には②の電子申告の方が手取り早いかなとは思いますが、早めにご検討ください。

「今月の本の紹介」

「Think clearly」
(ロルフ・ドベリ 著・サンマーク出版)

”よりよい人生を送るための思考法”が詰まっています。私たちの脳の進化があまりに速い文明のスピードに適応できず、時代に合わない脳で複雑な現代社会を生きようとしているようです。SNSが発達した現代は特に外からのストレスの脅威にさらされています。よい人生とは、「物質的に満たされることでなく、ストレスを引き起こすような考え方を避けて心を平静に保つこと」なんだなあとあらためて気付かされます。考え方のものさしを整理するのに良い一冊でした。

「気まぐれ簡単レシピ」

＜えのきのチーズおやき＞

- ・エノキ 1パック →2～3cm長さに切ってほぐす
- ・ピザ用チーズ 20g

- ①ボウルにエノキを入れ、塩少々を加えよく混ぜる。
- ②しんなりしたら、片栗粉 大1半を加えて混ぜる。
- ③チーズを加えて混ぜる。
- ④一口大に手でまとめて、フライパンに油を敷き、両面を焼き色がつくまで3～4分焼く。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所